

新型コロナウイルス感染症に関連した 令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について

税務課固定資産税係 ☎ 251133

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者などのかたは、令和3年度分の固定資産税・都市計画税が軽減の対象となります。

軽減措置の内容

令和2年2月～10月の任意の連続する3か月の事業収入が前年の同じ3か月の事業収入と比較して、次のとおり減少している場合

| 減少割合 | 軽減率 |
|----------------|------|
| 30%以上から50%未満減少 | 2分の1 |
| 50%以上減少 | 全額 |

対象となるもの

- ・ **対象資産** 中小事業者など（ただし性風俗関連特殊営業を営む個人・法人を除く）が所有する償却資産および事業用家屋
- ・ **対象市税** 令和3年度分 固定資産税および都市計画税（土地は対象外となります）

申告方法

1. 下記の必要書類①～④までの書類をそろえて認定経営革新等支援機関などで要件を満たしていることの確認を受けてください。
※確認に時間を要する場合がありますので早めに手続きをお願いします。
2. 認定経営革新等支援機関などから確認を受けた申告書（原本）と同機関に提出した書類（コピー可）をそろえて申告期限（令和3年2月1日（月））までに税務課へ提出してください。なお、償却資産については、償却資産申告書も併せて提出してください。

必要書類

- ① 申告書（認定経営革新等支援機関などの確認印が押されたもの）※市ホームページからダウンロードできます。
事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者などであることの誓約など
※償却資産の特例対象資産一覧については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。
- ② 収入の減少を証明する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
- ③ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書など）

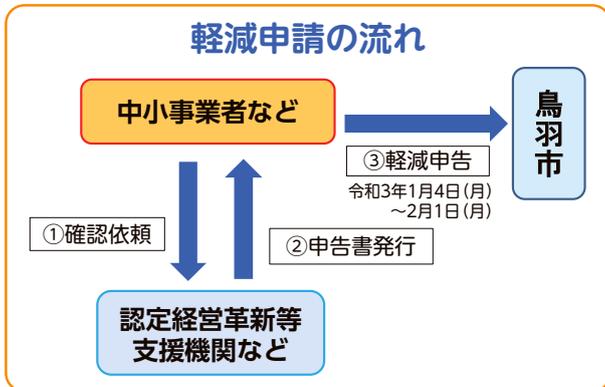
場合によって提出が必要となる書類

- ④ 収入の減少に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間などを確認できる書類

認定経営革新等支援機関などについて

- ① 認定経営革新等支援機関
国の認定を受けた税理士、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫など）
- ② 認定経営革新等支援機関に準ずるもの
都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、生活衛生同業組合など
- ③ 帳簿の記載事項を確認する能力があって、確認書の発行を希望するもの
認定経営革新等支援機関の認定を受けていない税理士や税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士など

申告期間 令和3年1月4日（月）～2月1日（月）



国民健康保険税の減免について

税務課市民税係 ☎ 251134

市では新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入や給与収入などが減少したかたなどを対象に国民健康保険税の減免を受け付けています。

○ **対象となるかた** 前年と比較して生計維持者（世帯主）の今年の事業収入や給与収入などが3割以上減少する見込みのかたなど

○ **減免額** 国民健康保険税額や世帯主および国民健康保険に加入している世帯員の前年の所得に応じて計算されます
くわしくは税務課市民税係に問い合わせてください。